学級編制及び教職員配置の基準について

１.学級編制基準について

公立小・中学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」をもとに、都道府県教育委員会が定める「学級編制基準」に基づいて編制します。東京都公立小・中学校の学級編制基準の要旨は下記のとおりです（詳細は２ページ参照）。

（参考）東京都公立小・中学校　学級編制基準（要旨）

校種	学年	１学級あたり児童・生徒数	校種	学年	１学級あたり児童・生徒数
小学校	第１学年	35人	中学校	第１～3学年※	40人
	第2～６学年※	40人			

※小学校第2学年、中学校第1学年の1学級あたり児童・生徒数が35人を超える場合は、35人学級を編制することができる。

2.教職員配置の基準について

東京都における公立小・中学校の正規教職員の定数（各校に教職員を配置する人数）は、各年度において東京都が定める「教職員定数配当方針」に基づいて、各校の学級数を基礎として算出します（3～4 ページの教職員定数配当基準表のとおり）。

また、上記の学級数を基礎として算出する教職員定数以外に、小学校２年生における 35 人学級への対応や、いわゆる「中１ギャップ」の予防・解決、指導方法の改善などのために追加配当する教員定数（加配定数）が配置されます。

（参考）学級編制及び教職員配置に関する国・都道府県・市町村（公立学校）の役割

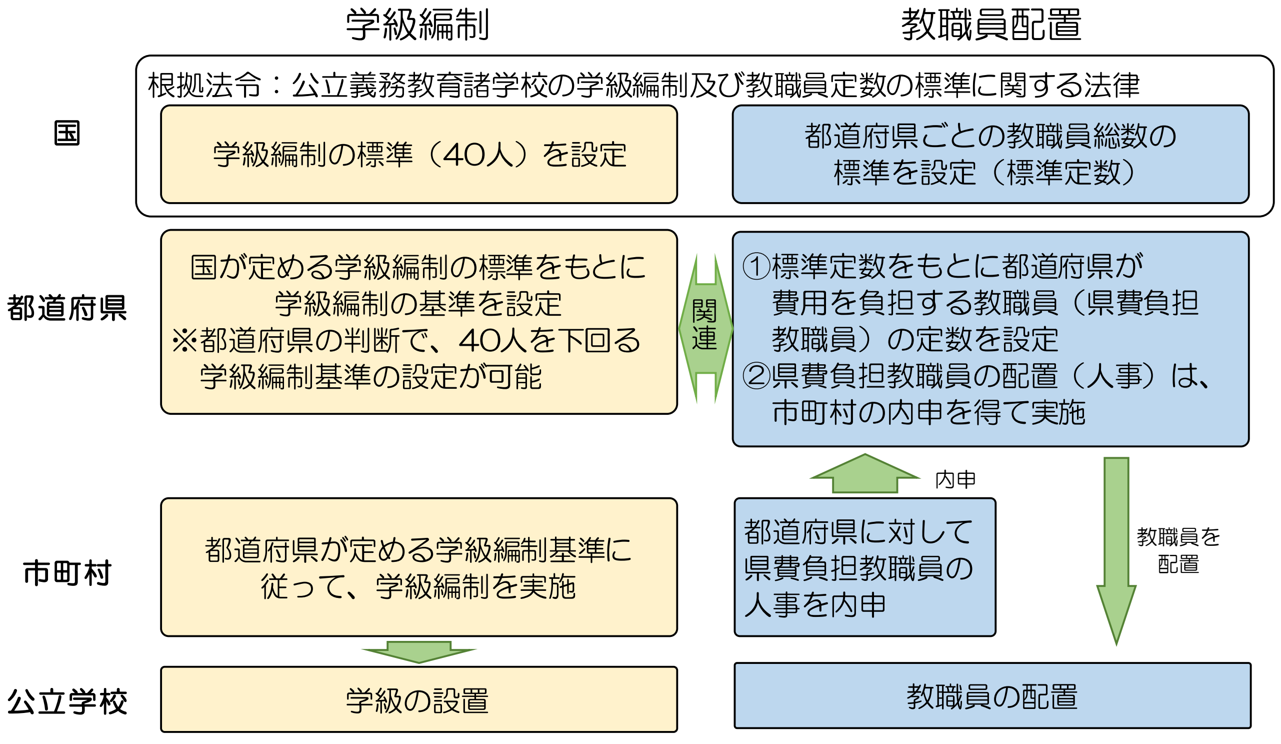

○東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準（抄）

昭和四五年四月一日
教育委員会告示第一三号

東京都公立小・中学校の学級編制基準を次のように定める。

東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準

東京都の公立の小学校または中学校（の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学級編制の区分	一学級の児童または生徒の数
小学校	同学年の児童で編制する学級	四十人（第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人）
	連続する二つの学年の児童で編制する学級	十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人
中学校	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	学校教育法第八十一条の規定に基づく特別支援学級	八人

備考

一　小学校第二学年及び中学校第一学年にあつては、同学年の児童又は生徒で編制する学級の基準により算定した学級の平均の児童又は生徒の数が三十五人を超える場合において、一学級の児童又は生徒の数を三十五人として学級を編制することができる。

二　小学校の連続する二つの学年の児童で編制する学級で、一つの学年（第一学年及び第六学年を除く。）の児童数が六人以上の場合並びに第一学年及び第六学年の一学級の児童又は生徒の数の基準は、その学年を一つの学級として編制する。

（別表）

平成３１年度小学校及び義務教育学校前期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数				事務職員定数	計	学級数	教員定数				事務職員定数	計
	校長	副校長	教諭	養護教諭				校長	副校長	教諭	養護教諭		
1	1	1	2	1	0	5	21	1	1	24	1	1	28
2	1	1	3	1	0	6	22	1	1	25	1	1	29
3	1	1	4	1	1	8	23	1	1	26	1	1	30
4	1	1	5	1	1	9	24	1	1	27	1	1	31
5	1	1	6	1	1	10	25	1	1	28	1	1	32
6	1	1	8	1	1	12	26	1	1	29	2	1	34
7	1	1	9	1	1	13	27	1	1	30	2	1	35
8	1	1	10	1	1	14	28	1	1	31	2	1	36
9	1	1	11	1	1	15	29	1	2	32	2	1	38
10	1	1	12	1	1	16	30	1	2	33	2	1	39
11	1	1	13	1	1	17	31	1	2	34	2	1	40
12	1	1	14	1	1	18	32	1	2	35	2	1	41
13	1	1	15	1	1	19	33	1	2	36	2	1	42
14	1	1	16	1	1	20	34	1	2	37	2	1	43
15	1	1	17	1	1	21	35	1	2	38	2	1	44
16	1	1	18	1	1	22	36	1	2	39	2	1	45
17	1	1	20	1	1	24	37	1	2	40	2	1	46
18	1	1	21	1	1	25	38	1	2	41	2	1	47
19	1	1	22	1	1	26	39	1	2	42	2	1	48
20	1	1	23	1	1	27	40	1	2	43	2	1	49

（注）　１　学級数は第一学年は35人編制、第二学年から第六学年までは40人編制による基準学級数とする。
２　分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
３　副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級（固定）を含む学級数を基準とする。
４　義務教育学校の校長定数は、「平成31年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。

（別表）

平成３１年度中学校及び義務教育学校後期課程教職員定数配当基準表

学級数	教員定数 校長	副校長	教諭	養護教諭	事務職員定数	計	学級数	教員定数 校長	副校長	教諭	養護教諭	事務職員定数	計
1	1	1	4	1	1	8	21	1	1	33	1	1	37
2	1	1	5	1	1	9	22	1	1	34	1	1	38
3	1	1	9	1	1	13	23	1	1	36	1	1	40
4	1	1	9	1	1	13	24	1	1	37	1	1	41
5	1	1	9	1	1	13	25	1	1	39	1	1	43
6	1	1	10	1	1	14	26	1	1	39	2	1	44
7	1	1	12	1	1	16	27	1	1	41	2	1	46
8	1	1	13	1	1	17	28	1	1	42	2	1	47
9	1	1	14	1	1	18	29	1	2	44	2	1	50
10	1	1	15	1	1	19	30	1	2	45	2	1	51
11	1	1	16	1	1	20	31	1	2	47	2	1	53
12	1	1	18	1	1	22	32	1	2	49	2	1	55
13	1	1	19	1	1	23	33	1	2	51	2	1	57
14	1	1	20	1	1	24	34	1	2	53	2	1	59
15	1	1	22	1	1	26	35	1	2	54	2	1	60
16	1	1	24	1	1	28	36	1	2	55	2	1	61
17	1	1	25	1	1	29	37	1	2	57	2	1	63
18	1	1	27	1	1	31	38	1	2	59	2	1	65
19	1	1	29	1	1	33	39	1	2	60	2	1	66
20	1	1	31	1	1	35	40	1	2	61	2	1	67

（注）
１　学級数は４０人編制による基準学級数とする。
２　分校は、校長定数、養護教諭定数及び事務職員定数を減ずる。
３　副校長及び養護教諭の定数は、特別支援学級（固定）を含む学級数を基準とする。
４　１８学級以上校には、生活指導担当分の定数を含む。
５　義務教育学校の校長定数は、「平成３１年度東京都公立義務教育学校教職員定数配当方針」で別途定める基準とする。